

## 特定調達物品契約事務取扱準則

- 特定調達物品契約事務取扱準則 1995. 10. 1 財資第101号
- 改正 2004. 1. 19 財資第 87号 改正 2014. 2. 27 財資第123号
- 改正 2019. 1. 18 財資第162号 改正 2020. 1. 22 財資第169号
- 改正 2020. 12. 25 財資第130号 改正 2025. 3. 26 財資第261号

経理規程（1987年 4月社達第 44号）第55条の規程に基づき、特定調達物品契約事務取扱準則を次のように定める。

### 特定調達物品契約事務取扱準則

#### 目次

第 1 章	総則（第 1条—第 3条）	313
第 2 章	契約方式	
第 1 節	競争契約（第 4条—第23条）	314
第 2 節	随意契約（第25条—第28条）	319
第 3 章	契約の締結（第29条—第36条）	320
第 4 章	契約の履行（第37条—第38条）	321
第 5 章	雑則（第39条—第40条）	322

#### 附 則

##### 第 1 章 総則

##### （適用範囲）

第 1 条 「政府調達に関する協定」及び「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「政府調達に関する協定」等という。）、及び「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」及び「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」（以下「日欧協定」等という。）に基づく四国旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の特定調達物品の契約に関する事務の手続きについては、契約管理規程（1995年10月社達第 92号）、契約事務取扱準則（1995年10月財会第212号）及び物品事務取扱準則（1995年10月財資第100号）によるほか、この準則の定めるところによる。

##### （用語の意義）

第 2 条 この準則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「契約」とは、契約の締結、履行、解除その他契約に関する一切の事項をいう。
- (2) 「調達」とは、社外から物品を購入し、又は社外に物品の製作を請け負わせること及び社外から物品を借り入れることをいう。
- (3) 「物品」とは、現金及び有価証券以外の動産で、当社が別に定めたものをいう。
- (4) 「特定調達契約」とは、物品の調達を目的とする契約（役務の提供が付随する契約にあっては、全体の価額の中で、当該役務の物品の調達を目的とする契約であって、当該役務に係る価格の当該契約により支払われるべき価格に占める割合が、50/100を超えるものは含めない。）であって、その価額が「政府調達協定及び我が国の自主的措置の定める基準額並びに邦貨換算額」に定める額以上の額で、「政府調達に関する協定」等が適用されるものをいう。ただし、運送における運転上の安全に関連する物資については、「日欧協定」等に基づく調達契約のみ対象とする。
- (5) 「一連の調達契約」とは、特定の需要に係る一つの物品、又は同一種類 2 以上の物品の調達のための 2 以上の契約をいう。

##### （適用価額の算定方）

第 3 条 前条第 4 号に規定する価額は、次の各号に掲げる方法により算定した額とする。

- (1) 一連の調達契約の場合は、当初の契約が締結される事業年度の前事業年度若しくは当該

契約の締結前12箇月の間に締結した同種の一連の契約の実際の価額、又は当初の契約が締結される事業年度若しくは当該契約の締結後12箇月の間における一連の契約の見積価額とする。

- (2) 物品の借入契約又は割賦による購入契約の場合は、次のとおりとする。
- ア 期間の定めが12箇月以下のときは、当該期間における契約の価額の総額とする。
- イ 始期の期間が12箇月を超える場合は、見積もり残存価額を含む当該期間における契約の価額の総額
- ウ その他の場合は、1箇月当りの価額に48を乗じた額とする。

## 第2章 契約方式

### 第1節 競争契約

(競争契約の方式)

第4条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、第25条に規定する場合のほか、すべて競争に付して、入札をさせなければならない。

- 2 前項の規定により競争に付す場合は、一般に入札をさせ競争に付す方法と、あらかじめ選定した者の中から入札をさせ競争に付す方法との、いずれかの方法によるものとする。

(競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号の1に該当する者を、競争に参加させることができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けた者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 契約の履行に際し、故意に物品の製造若しくは役務を粗雑にし、又は物品の品質、数量に関し、不正の行為のあった者
- (4) 入札に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合をなした者
- (5) 入札の参加又は契約の締結若しくは履行を妨害した者
- (6) 検査又は監督に際し、社員の職務執行を妨げた者
- (7) 契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をした者
- (8) 正当な理由がなくて、契約に関し当社との間において、現に係争中の者
- (9) 契約に関し、現に履行遅滞となっている者
- (10) 過去における履行成績が不良な者
- (11) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
- (12) 競争に参加するための手続き又は契約の履行に関する手続き等に際し、虚偽の申告をした者

前各号の1に該当する事実があった者を、競争に際し代理人とし、又は契約に際し代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(競争参加資格)

第6条 契約責任者は、必要があると認める場合においては、調達する物品の種類等ごとに、製作又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に基づき、入札者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）を定めることができる。

- 2 契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、前項に規定する競争参加資格の基本となるべき事項及び有効期間並びにその審査の申請の時期及び方法等について、毎年度、官報に掲載しなければならない。

3 契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。ただし、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課

してはならない。

(競争参加資格の審査)

第7条 契約責任者は、前条第1項の規定により競争参加資格を定めた場合には、その定めるところにより、随時に、その者が当該競争参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)かどうか、審査しなければならない。

2 資格審査の申請にあつては、次の各号に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出させるものとする。

- (1) 競争参加資格申請書
- (2) 登記簿謄本(提出期日前3箇月以内に証明されたものに限る。)又は営業証明書(登記のない場合に限る)
- (3) 納税証明書
- (4) 営業経歴書
- (5) 財務諸表類

3 契約責任者は、第1項の規定により競争参加資格を審査したときは、当該審査を申請した者に対し、審査の結果を通知しなければならない。この場合、申請を拒否された者、又は競争参加資格を有しないこととなった者から照会があつた場合には、その理由について、通知しなければならない。

4 契約責任者は、あらかじめ選定した者の中から入札をさせ競争に付す方法によるときは、有資格者と認定した者の名簿を作成しなければならない。また、この名簿を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ契約責任者は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

(入札の公告)

第8条 契約責任者は、第4条に規定する競争契約の方式により契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を内容とする入札の公告を、「政府調達に関する協定」等または「日欧協定」等に基づいた方法により通知するものとし、必要と認める場合は、掲示等適当な方法をもって通知するものとする。

- (1) 契約条項を示す場所
- (2) 競争入札を行う日時及び場所
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 前払金に関する事項
- (6) 調達する物品の名称、規格、仕様書、図面、数量その他内容に関する事項
- (7) 入札書の提出日時及び場所
- (8) 履行地及び履行期
- (9) 総価又は単価による競争の区分
- (10) 契約の方法
- (11) 入札の無効に関する事項
- (12) 入札に参加するための、その他の条件
- (13) 契約の手続きにおいて使用する言語
- (14) 落札者の決定方法
- (15) 契約に関する照会先及び契約を締結する機関の宛先
- (16) 入札説明書の交付に関する事項
- (17) 一連の調達契約にあつては、当該年度において、次回以降調達を予定する物品の名称及び数量並びに可能な場合は、次回以降の公告の見込まれる時期

(18) その他契約の締結に必要な事項

2 前項に規定する入札の公告は、入札期日の前日から起算して、40日前までに行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

(1) 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日間の間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日

ア 調達の内容

イ 入札期日として予定する日付

ウ 調達に関心を有する者は、契約責任者に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

エ 第10条に規定する文書を交付する場所

オ 前項各号に掲げる事項（この号の準則による公示の際に示すことができないものを除く。）

(2) 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日

(3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数に乗じて得た日数を減じた日数

ア 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条の規定により発行される官報により行う場合

イ 前項に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子的手段で行う場合

ウ 入札書の受領を電子的手段で行う場合

(4) 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

ア 前号ア及びイに掲げる場合に該当する場合（イに掲げる場合を除く。） 13日

イ 前号アからウまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

3 第1項に規定する官報による公告には、次の各号に掲げる事項を、英語により併せて掲載するものとする。

(1) 調達する物品の名称及び数量

(2) 入札書の提出期日

(3) 契約に関する照会先

（入札の通知）

第9条 契約責任者は、第4条第2項に定める、あらかじめ選定した者の中から入札をさせ、競争に付す方法によるときは、有資格者が公平な機会を与えられるよう配慮して、できるだけ多くの有資格者に通知しなければならない。

2 前項の場合、入札の通知は、前条に規定する公告の例により通知するものとし、入札させようとする者に対する通知は、公告の日に行うものとする。

3 契約責任者は、第7条第3項に定める有資格者であって、通知されなかった者から照会があったときは、その理由について説明しなければならない。

（入札説明書）

第10条 契約責任者は、次の各号に掲げる事項について記載した入札説明書を作成し、入札に参加しようとする者の申請により、交付するものとする。

- (1) 第8条第1項各号（第16号を除く。）に掲げる事項
  - (2) 開札に立ち会う者に関する事項
  - (3) 支払条件に関する事項
  - (4) 当該契約の履行について必要な要件（あらかじめ選定した者の中から入札をさせ、競争に付す方法による場合に限る。）
  - (5) 要求される物品に関する要件
  - (6) 落札基準
  - (7) その他必要な事項
- （基準価格）

第11条 契約責任者は、競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する図面、規格、仕様書、仕方書、設計書等によって算定し、基準価格書を作成し、決裁区分による承認を受けた後、封書にして、開札の際、これを開札場所におかなければならない。

2 基準価格は、原則として、競争入札に付する事項の総価又は単価について定めなければならない。

3 基準価格は、開札後においても公表してはならない。

（入札保証金）

第12条 契約責任者は、必要により、競争入札に加わろうとする者をして現金（銀行振出小切手、銀行支払保証小切手、普通為替証書、定額小為替証書及び郵便振替払出証書を含む。以下同じ。）又は次の各号の1をもって、入札保証金を納付させることができる。この場合における当該保証金の率は、入札金額の10/100を下らない範囲で、契約責任者がその都度定めるものとする。ただし、単価契約による場合においては、契約責任者が適当と認める金額を納付させることができる。

- (1) 有価証券（登録債を含む。）
- (2) 登録債の質権設定済みの証書
- (3) 銀行の連帯保証書
- (4) 保険証券の受け入れについて特約した保険会社の保険証券

2 契約責任者は、現金による入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付さないものとする。

3 契約責任者は、入札者に入札保証金を納付させる場合であって、第21条の規定により再度の入札を行う場合は、初度の入札に対する保証金の全部又は一部を、再度の入札に対する保証金にあてることができる。

（入札保証金の返還等）

第13条 契約責任者は、落札者に対しては契約保証金納付後、その他の者に対しては落札者の決定後、入札保証金を返還するものとする。ただし、契約の相手方に対し、契約保証金の納付を免除した場合は、契約書の取りかわし後、その返還をするものとする。

2 契約責任者は、落札者の申し出により、入札保証金を契約保証金の全部又は一部にあてることができる。

（入札保証金の帰属）

第14条 契約責任者は、次の各号の1に該当する場合は、入札者又は落札者の入札保証金を、当社に帰属させるものとする。

- (1) 落札者が、契約締結の手続きをしない場合
- (2) 入札者の入札の要素に錯誤があったため、当該入札者の入札を無効とした場合であって、その錯誤が、その者の重大な過失に基づくとき
- (3) 入札者が、連合して不当に価格をせり上げ、若しくはせり下げ、又は他人の競争への加

入を妨げ、若しくは社員の職務を妨害したため、当該入札者の入札を無効とした場合

- (4) 入札者が、著しく不当な価格をもって入札し、他人の正常な競争を妨げたため、当該入札者の入札を無効とした場合
- (5) 基準価格以下で最低の価格による同価の入札（以下「同価入札」という。）をした入札者の全員が、抽選又は再度の入札に応じないため、当該入札者の入札を無効とした場合（入札書の提出）

第15条 契約責任者は、入札者をして、公告に示した日時及び場所までに、必要な事項を記載した入札書を提出させるものとする。

- 2 契約責任者は、入札保証金を納付させる場合は、入札者をして、当該保証金の納付の事実を証明する書類を、入札書に添付させるものとする。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により入札書の提出を受けたときは、これを厳重に保管しなければならない。
- 4 入札者が代理人である場合には、その者が、代理権のあることを証明する委任状等の書類を、添付させるものとする。
- 5 入札書の作成に用いる言語は、特定し、明示しなければならない。

（技術仕様）

第16条 契約責任者は、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
- 2 契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

（入札書の引換等の禁止）

第17条 契約責任者は、入札者に対し、いったん提出させた入札書の引き換え、変更又は取り消しを行わせてはならない。

（開札）

第18条 契約責任者は、開札をする場合は、公告に示した日時及び場所において、入札者の面前でこれを行わなければならない。この場合、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない社員を立ち会わせるものとする。

（他の入札者の代理禁止）

第19条 契約責任者は、同一事項の入札の場合において、入札者又はその代理人をして、当該入札における他の入札者の代理をさせてはならない。

（入札の無効）

第20条 契約責任者は、次の各号の1に該当する場合は、当該入札者の入札（第6号の場合は、それぞれの入札）を無効としなければならない。

- (1) 入札者に、第5条に規定する資格がないと認めた場合
- (2) 入札者の入札の要素に、錯誤があると認めた場合
- (3) 入札保証金の納付が必要な場合であって、入札保証金の納付の事実が不明な場合、又は入札保証金が所定の金額に達しない場合
- (4) 入札書の記載事項が不明な場合、又は入札書に記名捺印がない場合
- (5) 入札者が談合その他不正な行為を行った場合、又は他人の競争を妨げ若しくは社員の職

務の執行を妨害した場合

- (6) 同一事項の入札について、同一人が2以上の入札書を提出した場合、又は入札者若しくはその代理人が、他の入札者の代理をして、入札書を提出した場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、入札に必要な条件を具備しない場合

2 契約責任者は、第17条の規定により開札した場合において、前項各号の1に該当する入札があるときは、当該入札者に対し、当該入札の無効を通知するものとする。なお、入札を無効とされた者から照会があった場合には、その理由を説明しなければならない。

(落札の方法)

第21条 契約責任者は、最低の価格による入札を行った者、又は契約の性質若しくは目的から、これにより難しい契約については、あらかじめ入札の公告又は入札説明書において、落札の評価基準を明らかにし、価格及びその他の条件が評価基準を満足する入札であって、かつ、当社にとって最も有利な入札を行った者を、落札者とする。なお、鉄道事業運営上、安定した供給を受ける必要があると認められる場合においては、複数の者と契約を締結することができるものとし、あらかじめ入札の公告又は入札説明書において、落札の方法及び入札数量の範囲を明らかにし、希望数量及び単価を入札させ、入札数量の制限の範囲内の数量により、低価の入札から順次、予定数量に達するまでの入札を、落札とすることができる。

2 契約責任者は、前項の規定により落札を決定する場合において、落札とすべき入札（前項なお書の規定による場合は、予定数量に達するときの順位の入札）が2以上あるときは、当該入札者と協議し、又は抽選により、落札を決定しなければならない。ただし、支障がないと認める場合においては、当該入札者と協議のうえ、当該入札者の全部又は一部と、分割して契約を締結することができる。

3 契約責任者は、前各項の規定により落札を決定する場合において、次の各号の1に該当するときは、最低の価格（第1項の規定のうち、契約の性質又は目的から、最低価格により難しい場合にあっては、価格及びその他の条件が評価基準を満足する入札であって、かつ、当社にとって最も有利なもの。以下同じ。）による入札者（以下「第1順位者」という。）以外の者のうち、最低の価格による入札者を、落札者とすることができる。

- (1) 第1順位者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める合理的な理由があるとき
- (2) 第1順位者と契約を締結することが、公正な取り引きの秩序を乱すおそれがあるとき

4 契約責任者は、前各項の規定により落札を決定した後において、次の各号の1に該当するときは、当該落札者以外の者のうち、最低の価格による入札者を、落札者とすることができる。

- (1) 当該落札者が契約を締結しないとき
- (2) 当該落札者と契約を締結することが、公正な取り引きの秩序を乱すおそれがあるとき

5 契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることについて、当該供給者に求めることができる。また、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(再度の入札)

第22条 契約責任者は、開札をした場合において、落札となるべき入札がないときは、再度の入札をすることができる。

2 契約責任者は、前項の規定により再度の入札をしようとするときは、入札を行った者に対し、

直ちに必要な事項を通知するとともに、その者が、再度の入札に参加できるよう配慮するものとする。

(落札情報の公開)

第23条 契約責任者は、落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項を内容とする落札の情報を、当該落札者を決定した日の翌日から起算して、60日以内に「政府調達に関する協定」等または「日欧協定」等に基づいた方法により公告するものとする。ただし、当該情報の公開が、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し、公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害し、又は供給者間の公正な競争を害することとなる場合には、公表しないことができるものとする。

- (1) 落札に係る物品の名称及び数量
- (2) 契約責任者の氏名並びに機関名及び所在地
- (3) 落札の日
- (4) 落札者の氏名及び住所
- (5) 落札価額
- (6) 公告番号及び契約方式
- (7) 随意契約の方式により契約を締結した場合には、その正当な理由

(入札結果の通知)

第24条 契約責任者は、落札者を決定したときは、当該落札者を決定した日の翌日から起算して7日以内に、落札者とならなかった入札者に対して、落札者を決定した旨を、書面により通知するものとする。この場合、落札者とならなかった入札者から照会があるときは、その理由（当該入札者の入札を無効とした場合は、無効とした理由）及び落札者の氏名を通知するものとする。

## 第2節 随意契約

(随意契約の方式)

第25条 契約責任者は、次の各号の1に該当する場合は、随意契約によることができる。ただし、この方式を、競争入札に付すことを避けることを目的とし、又は入札者の差別的取り扱いを行うことを目的として用いてはならない。

- (1) 災害その他の事由により緊急を要する場合であって、競争契約によるいとまがないとき
- (2) 契約が、工業所有権、著作権等の排他的権利に係る物品の調達、又は他の物品をもって代替させることができない芸術品の調達を目的とする場合であって、当該調達の相手方が特定されているとき
- (3) 契約が、既に調達をした物品（以下「既調達物品」という。）の交換部品その他既調達物品に接続して使用する物品の調達を目的とする場合であって、既調達物品の調達の相手以外の者から調達をしたならば、既調達物品の使用に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 契約が、当社の委託に基づく試験研究の結果、製造された試作品等の調達を目的とする場合
- (5) 競争入札の公告を行っても、入札者がいない場合であって、基準価格の範囲内で契約を締結するとき
- (6) 再度の入札を行っても、落札者がいない場合であって、基準価格の範囲内で契約を締結する場合
- (7) 落札者が、契約締結の手続きをしない場合であって、落札金額の範囲内で他の者と契約を締結する場合
- (8) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、又は商工組合若しくは商工組

合連会社から物品を購入する場合

- (9) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき(物件の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。)

(基準価格)

第26条 契約責任者は、随意契約によろうとする場合は、第11条の規定に準じ、基準価格を定め、基準価格書を作成しなければならない。

(見積書)

第27条 契約責任者は、随意契約によろうとする場合は、原則として2人以上の者から、見積書を徴するものとする。

(規定の準用)

第28条 第22条の規定は、随意契約の場合に準用する。

### 第3章 契約の締結

(契約の締結)

第29条 契約責任者は、契約の締結に際しては、契約書を作成し、契約の相手方とともに契約書に記名捺印しなければならない。

(契約書の記載事項)

第30条 契約書には、次の各号に掲げる事項について記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約年月日
- (2) 給付の内容
- (3) 対価の額
- (4) 履行の期限又は期間
- (5) 受渡場所
- (6) 履行の確認又は検査の時期
- (7) 請求書の受理箇所
- (8) 対価の支払いの時期及び場所
- (9) 危険負担に関する事項
- (10) 瑕疵担保責任に関する事項
- (11) 債務不履行の場合における損害賠償に関する事項
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 解除の条件
- (14) その他必要と認める事項

(対価の額)

第31条 前条第3号に規定する対価の額は、給付の全部にかかる総額について定めることを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、概算額又は単価で約定することができる。

(契約保証金)

第32条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、契約の相手方をして、現金又は有価証券等により、契約保証金を納付させることができる。この場合における当該保証金の率は、契約金額の10/100を下らない範囲で、契約責任者がその都度定めるものとする。

(契約保証金の返還及び帰属)

第33条 契約保証金は、契約の相手方が、契約上の義務を履行した後に返還するものとする。

- 2 契約の相手方が、契約上の義務を履行しないときは、当該契約保証金は、当社に帰属させるものとする。ただし、延滞償金又は違約金その他の損害金について、契約で別段の定めをした

ときは、その定めたところによるものとする。

(延滞償金)

第34条 契約責任者は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により、履行期までに給付が完了しなかったときは、その履行遅滞に係る給付の額及び履行遅滞日数に応じ、約定した率をもって計算した金額を、延滞償金として契約の相手方から徴するものとする。

2 前項の規定により、延滞償金を約定するときの率は、原則として遅延日数1日につき契約金額の1/500以上とする。ただし、延滞償金の金額が300円未満である場合は、これを徴しないことができる。

(違約金)

第35条 契約責任者は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により、契約の全部又は一部を解除したときは、契約の相手方から違約金を徴するものとする。この場合における違約金の率は、契約金額の10/100を下らない範囲で、契約責任者が適当と認める金額を、その都度定めるものとする。

2 契約責任者は、前項の規定により違約金を徴収する場合であって、契約保証金を納付させているときは、当該保証金の全部又は一部を違約金にあてることができるものとする。

(前金払い及び概算払いの約定)

第36条 契約責任者は、契約の性質上、又は慣習上等から、必要があると認める場合は、前金払い及び概算払いをする旨の約定をすることができる。

#### 第4章 契約の履行

(履行の確保)

第37条 契約責任者は、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督、検査及び受入検査を行わなければならない。

(部分払い)

第38条 契約責任者は、契約の相手方の債務の履行完了前に、その一部について受け渡しを必要とするときは、当該目的物の一部の引き渡しを受け、その受渡部分に相当する対価の支払いをすることができる。

#### 第5章 雑則

(報告書の作成及び保管)

第39条 契約責任者は、この準則の定めるところにより契約を締結したときは、開札及び落札の状況又は随意契約を締結した理由等について、報告書を作成し、これを保管しなければならない。

2 契約責任者は、この準則の定めるところにより締結した契約に関して、財務部長に報告しなければならない。

(署名)

第40条 契約責任者は、この準則により記名捺印する必要があるときは、日本人以外の者にあつては、署名をもってこれに代えることができる。

#### 附 則

この通達は、1995年10月1日から施行する。

附 則 (2014. 2. 27 財資第123号)

1 この通達は、政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この準則の施行日前において行われた公告に係る契約で、この準則の施行日以降に締結されるも

## 特定調達物品契約事務取扱準則

のに関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（2019. 1. 18 財資第162号）

- 1 この通達は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この準則は、この準則の施行日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（2020. 1. 22 財資第169号）

- 1 この通達は、経済連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる2020年2月2日から施行する。

附 則（2020. 12. 25 財資第130号）

- 1 この通達は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる2021年1月1日から施行する。

附 則（2025. 3. 26 財資第261号）

- 1 この通達は、2025年4月1日から施行する。